

平成25年度 第1回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

- 【招集年月日】 平成25年7月10日（水）
- 【開催日時】 平成25年8月29日（木） 14:00～15:55
- 【会場】 習志野市役所 仮庁舎3階大会議室
- 【出席者】
- （委員） 市角委員、井上委員、大木委員、岡野委員、櫛方委員、田中委員、
廣瀬委員、星野委員、真船委員、三代川委員、柳委員、山内委員、
山森委員 以上13名
〈五十音順〉
- （市職員） 宮本市長、小川市民経済部長、大矢市民経済部次長、
松岡保健福祉部次長
[国保年金課]
江川国保年金課長、柴野市民経済部主幹、
菊池国民健康保険係長、松岡調整係長、三代川副主査
番匠主事、中村主事
[健康支援課]
上岡健康支援課長、中村保健福祉部主幹、白髭健康診査係長、
上村主任技師
〈記録：国保年金課 渡辺主事補〉
- 【欠席者】 0名
- 【傍聴者】 0名
- 【議題】 報告事項
（1）平成24年度国民健康保険特別会計決算について
（2）特定健康診査等実施計画について
（3）その他

事務局より

- ・江川課長（市）より、会長、副会長が市議会の規定により退任されたことに伴い不在のため、選出されるまで事務局が進行することについて説明した。
- ・江川課長（市）より、平成25年5月より新たに委嘱された真船委員と市角委員を紹介した。

会長、副会長の選出

- ・習志野市国民健康保険規則第6条の規定により、会長及び副会長は、公益を代表する委員4名の中から選出し、その選出方法は全委員の互選による旨を説明し、各委員の意見を求めた。
- ・全委員に諮った結果、全委員の賛成によって、会長に真船委員、副会長に市角委員が選出された。
- ・新会長に選出された真船委員が、会長就任の挨拶をし、続いて副会長に選出された市角委員が挨拶をした。
- ・事務局による進行を終了し、議事進行を真船会長に引き継いだ。

開 会

- ・真船会長より会議が開会され、
 - 本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること
 - 本日の運営協議会は原則公開とすること
 - 会議録については要点筆記とすること
 - 傍聴希望者なしであることが確認された。
- ・審議に先立ち、宮本市長から挨拶があった。
(この後、市長は公務のため退席)
- ・小川部長（市）より事務局職員の紹介をした。

報告事項

- ・会長の指示により、報告事項（1）について、江川課長（市）が過去からの推移や習志野市国民健康保険の特徴も含め、資料に基づき、スクリーンにて説明した。
内容は次のとおり。
 - 平成24年度の決算状況の概要としては、歳入総額約143億7千万円で、歳入の主なものは保険料、国庫支出金、前期高齢者交付金である。歳出総額は約141億2千万円で、歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金である。
 - 高齢化等に伴い、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金が増加している一方で、保険料収入は年々減少している。また、赤字補てん繰入金は、平成24年度に限り、歳出では医療費の伸びが少なかったこと、歳入では東日本大震災の

影響で特別調整交付金が約2億円多かったことにより繰入額が少ないが、今後は伸びざるを得ない状況である。

- 習志野市の保険料の賦課方式は医療分、支援金分、介護分の3区分とも3方式で賦課しているが、県内では医療分は3方式、支援金分と介護分は2方式という市が多い。他市に比べて能力に応じて負担する応能割合が高く、受益に対して負担する応益割合が低いため、低所得者を低い保険料にしている半面、高所得者への負担が重くなっている。
- 国保財政健全化に向けて、収納率の向上対策、医療費を抑制するための取り組みが不可欠であるが、現在の保険者としての取り組みだけでは財政基盤強化は図られない。今後、保険料のあり方など、新たな取り組みについても検討していく必要性が高まっている。

・以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑 被用者保険から国民健康保険に加入した精神疾患患者の保険給付費が高くなっていると思うが、習志野市ではそういった分析をしているか。

回答 精神疾患患者の保険給付費の推移については把握できていないが、疾病ごとの分析、医療費の管理は重要性があると考えている。

質疑 保険料率等の決定方式は明示方式と告示方式があると聞いたが、習志野市では今後の決定方式についてどう考えているのか。

回答 現在は条例に保険料率等を規定する明示方式で、告示方式に変更するか議論にはなっていないが、今後の検討課題である。

質疑 疾病別医療費の分析について、詳細な病名が分からないと分析結果を医療費適正化に活用するのは難しいのではないか。

回答 今年の秋から、診療データを分析し、活用できる国保データベースシステムの運用が始まる予定となっている。分析データを活用し、医療費抑制により力を入れていきたい。

質疑 保険料の賦課方式を変えても国保財政の赤字は変わらない。医療の適正受診のために、被保険者の自己負担額だけでなく、国や市の負担についても知ってもらわなければならない。「健康なまち習志野」と謳っているのだから医療費を減らすために呼びかけていく必要があるのではないか。

回答 被保険者にコストの意識を持ってもらうことは大切である。市民への啓発は国民健康保険だけではなく、市全体として取り組む必要がある。特定健康診査や特定保健指導等について広報誌、市ホームページに掲載し情報を発信している。また、通称「健康なまちづくり条例」に基づき歯の健康や食の健康

など様々な活動を通して市民や市民活動団体、職員の意識を高めるよう取り組んでいる。

意見 70歳以上の被保険者の自己負担割合について、2割負担になれば医療費の抑制になるため賛成である。

質疑 医療費適正化のため、家庭に残っている薬の量をお客さんに聞くことにしている。家庭で捨てられる薬を金額にすると、数年前の時点で500億円といわれていたが、現在の額を把握しているか。

回答 捨てられる薬の金額は把握していなかった。適切に医療費を抑制できるよう努力していきたい。

意見 平成24年度の医療費の伸びが少ない要因について詳しい分析をし、今後に活かしてほしい。

回答 素早く分析できるよう努力していきたい。平成23年度は2名ほど白血病の患者がいたため医療費が高くなっている。

質疑 賦課方式について、習志野市が3方式にこだわっている理由はあるのか。

回答 明確な理由は確認できないが、平等割があることで被保険者が感じる保険料への負担感が緩和されると考えたのではないか。

質疑 収納率の向上について、平成24年度の収納率が9割を超えているが、これ以上向上させるのは難しいのではないか。

回答 収納率の向上はたいへん難しいことであるが、未納分がある以上、保険者としては努力を続ける必要がある。

質疑 習志野市の保険料は低所得者は負担が軽く、高所得者への負担が重くなっているが、市の方針なのか。結果としてそのような取り方となったのか。

回答 保険料の取り方は、様々な考えがあり、常に考えていかななくてはならない。低所得者の保険料を軽減した分は国から公費での補てんがあるため、公費も含めて保険料率等を検討していきたい。

質疑 賦課方式の4方式にある資産割とはどういうものか。

回答 固定資産に応じて保険料を賦課するものである。

質疑 前年度決算との比較だけではなく、23年度決算、24年度当初予算、24年度決算見込み、24年度決算と並べて比較するとよいのではないか。

回答 今後はもっと様々な比較ができる資料を検討したい。

質疑 その他一般会計繰入金について、前回の会議資料の平成24年度決算見込み額と、決算額で約5億円の差があるのはなぜか。

回答 年度の途中で医療費を見込むことは非常に難しく、少しの見込み違いで金額が大きく変わってしまうためである。

- ・引き続き、報告事項（2）「特定健康診査等実施計画について」江川課長（市）より説明があった。

内容は次のとおり。

○医療保険者による医療費抑制の取り組みとして、国民健康保険を含む全ての医療保険者に生活習慣病に着目した特定健康診査と、その結果により実施する特定保健指導が、平成20年度から義務付けられた。平成20年度から平成24年度の5年間の第1期とする計画が終了することから、今回平成25年度から平成29年度の5年間の第2期計画を策定した。

○特定健康診査の受診率は33.5%、特定保健指導の実施率は1.7%となっておりいずれも計画の目標値を大きく下回っているが、特定健康診査については、平成23年度から実施した受診勧奨通知などにより上昇している。しかし、特定保健指導は減少している状況にある。

○第2期計画の目標値は千葉県平均を上回ることを目指し、平成29年度における特定健康診査の受診率を40%、特定保健指導の実施率を25%とすることとした。

○特定保健指導の実施率が非常に低いことを受け、特定健康診査実施医療機関以外での特定保健指導を実施することとした。これは、医療機関での保健指導を利用していない方を対象にセミナー形式の特定保健指導を実施するものであり、今年度は年6回を予定している。

- ・以上の説明に対し、質疑がなかったため、引き続き報告事項（3）その他として、江川課長（市）より、

○次回の運営協議会を12月19日（木）に予定しており、今後の保険料のあり方について議論する機会としたい旨の提案があった。

○現委員の任期が9月30日で満了となることに伴い、再任となる方の委嘱状は郵送とし、新たに委嘱される方については持参したい旨の提案があった。

- ・この提案について異議がなかったため、提案のとおりとする。

- ・以上で報告事項が終了した。

閉 会

真船会長より閉会が宣言された。